

第2回吹田市公立保育所のあり方懇談会 議事要旨

開催日時：平成24年7月23日（月） 15：10～17：00

開催場所：吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

出席者：《委員》

安藤座長、石田副座長、粉川委員、高委員、武内委員、立川委員、長谷川委員、
水木委員（敬称略）

《事務局》

北野こども育成室長、西村こども育成室保育課長、笹川こども育成室参事、
山本南保育園長、荒木のびのび子育てプラザ主幹

傍聴者：5人（傍聴希望者10名による抽選を行い5名に決定）

次第：

開会

- 1 前回の課題について
- 2 (1) 吹田市の財政状況、公私立保育所の経費等の比較について
- (2) 保育料について
- (3) 今後の懇談会の日程について
- (4) その他

閉会

議事要旨：

議題

1 前回の課題について

《事務局》 資料p. 1～13について説明する。

なお、前回の懇談会で虐待関連の質問があったが、次回のテーマの保育所の役割に含まれているので、虐待関連については次回に詳細にお示しする。また第1回目資料p. 12の⑩休日保育事業について、グラフの平成23年度の利用者数709人を732名に訂正させていただく。

《委員A》 資料p. 4の説明の中での、階層の境目の数字は年収か。

《事務局》 B1とB2の境目で約250万円、B2とCの境目が約270万円、CとDの境目が約360万円、DとEの境目が約680万円と説明したが、両親と子ども2人の家庭で、1人目のお子さんが幼稚園に入園されるという想定での年間総収入として、給与所得控除前の年収である。

《委員B》 前回幼稚園のことについて質問し、このように資料を作成してもらい、事業見直し会議において、公立保育所について民営化を行うという方向で進んでいることは説明のとおりだと思うが、一方で前回、幼稚園のあり方についても検討していると聞いているが、それはどうなっているのか。ここではお聞かせ願えないのか。

《事務局》 ここは公立保育所のあり方を検討する懇談会で、幼稚園のことは教育委員会で現在検討している。それらを合わせて計画を策定していくことになる。どこかの段階で中間報告ができるかもしれない。

《委員B》 そういうことも必要だと思うので、お願いしたい。

2 (1) 吹田市の財政状況、公私立保育所の経費等の比較について

《事務局》 資料p. 10～p. 13について説明する。

《委員A》 公立保育所が1園民営化すれば、単純に一般財源で1億円あまりが削減でき、それに対して、看護師や加配保育士などの助成金を加えるということは、結局公立と同じような状態になるということか。サービスは今の公立保育所と変わらないのに経費削減できるということは、削減できるのは人件費なのか。国・府の補助金があるから、市負担が少なくなるのか。

《事務局》 看護師を配置している私立保育所は少ない。公立保育所では全園配置しているので、どこの事業者にも民営化をお願いしても看護師を配置してもらえないようにとの助成金である。また障がい児の受け入れ数も園により若干差があるが、公立並みに受け入れてもらうための助成金である。国・府の運営費を公立はもらっておらず、運営費にかかる部分が削減額に出てくると、人件費の差ということも出てくると考える。

《委員C》 市財政が赤字だから仕方がないという論理なのだろうが、他に無駄に使っている所はないのか。どうして子育ての費用を削減しなければならないのか。委員としては納得し難い。民間と公立の差にもショックだ。同等に扱われなければならない。民営化に関係なく、人件費など民間の保育所職員の待遇も引き上げて欲しい。同じ吹田市の子ども達を育てる立場なのだから。

費用の面で民営化という発想が悲しい。幼稚園でも、私立保育所でも公立保育所でも、先生たちの努力で子ども達は立派に育っていると思う。民間で働いてきた立場だが、公立も一緒に発展してほしいと願ってきた。民生費が占める割合が多いからといって、市民生活に直結するものであり、それは間違いではない。

《委員B》 看護師助成などの話がでたが、公立保育所は私立保育所より配置などで恵まれているので、新しく民営化される保育所では公立並みの配置基準を維持する、そのための手当てをつけるということだが、すでにある私立保育所は従来の、公立よりもゆるい配置基準のままであるならば、同じ民間でありながら差異をつけるのはどうかと思う。

《委員D》 民間の中で助成金がつくところ、つかないところとダブルスタンダードは避けて欲しいが、私の感覚では、ソフトランディングのために過渡期には他市でも行われていることなので、仕方がないのかもしれないと思う。

一般財源ベースでの話ということだが、保育にかかる経費というのは、私立保育所の場合、国の負担が2分の1、府の負担が4分の1、各市町村の負担が4分の1だが、公立保育所の場合は100%市の負担であって、4分の3がさらに負担になってくるとするのは明らかな問題である。先ほど委員Cさんが民間にももっとお金を出すべきという話をしておられて、大変ありがたいのだが、仕組みとして、公立保育所を運営していれば、4分の3の市負担が出てくるので、人件費の多寡などは別の問題として、民営化はその4分の3の市負担部分を減らすという理解で良いか。

《事務局》 委員の仰る通り、公立で運営していると、一般財源の歳出が多いので、国・府の負担金・補助金を利用していく中で生まれた財源をその他の色々な子育ての施策にまわしていきたいと考えている。

《座長》 幼保の議論はあるが、3歳未満の在宅の子どもに対する議論はあまりない。幼保というと、幼稚園・保育所に行っている子どもの話ばかりになるが、地域のすべての子ども

の保育をどうするかということが、公立保育所の一つのあり方を示す場合も出てくる可能性がある。そんなこともイメージとして持っておきたいと思う。

《委員D》 公立保育所では私立保育所の1.5倍の公費負担がなされている。どちらに統一するかは非常に難しいのだが、一方では1.5、他方では1しかないというのもおかしな話であり、保育所は地域により、公立しか選べない、私立しか選べないという場合もあるのだから、同じ吹田の子どもとして、1.5倍の公費負担の差をなくしていく必要がある。公立にあわせてほしいという思いもある。公立に通う子、私立に通う子、在宅の子、皆を一本化する方向でお願いしたい。

《委員C》 在宅の子の保育という話が出たが、吹田の公立保育所では、他市と比べても地域子育て支援が盛んである。全ての世帯が参加するわけではないが、園庭開放などの地域子育て支援事業に通ってこられる方については、発達についてアドバイスするなど、かなり関わっており、お互いに学び合える場でもある。在宅の子に何もしていないわけではない。

《委員D》 公立保育所全てで地域子育て支援センター事業が実施されているのは私も知っている。しかし地域子育て支援センターの費用は子育て支援課から出ている。保育課からは出していない。すべての保育所で在宅児支援をすることは私も大賛成であり、私立保育所も行っているが、民営化の話とは違うのではないか。民間委託してもその予算は子育て支援課から出ると理解しているので、この問題は、子育て支援とは別問題だと理解している。

《委員E》 p11で、民生費の一般歳出に対する%は出ているが、児童福祉費、保育園費、地域子育て支援センター事業費の一般歳出に対する%は出るか。

《事務局》 児童福祉費が約17.4%、保育園費が約3.4%、地域子育て支援センター事業費が約0.2%である。

《委員E》 民営化で削減できる経費というのは、この3.4%のところを議論をしているのか。

《事務局》 民営化で減らせる額は3.4%の一部分である。

《委員F》 公立保育所のあり方という本来の目的を考えると、今回のテーマを聞かないと自分自身は考えがまとまらない。今までの話は財源改善のための民営化という話が表面に立って、行政の目的はわかるが、納得がいかない。

《委員D》 p12.で示されているように、公立保育所に国庫・府費負担額という費目はない。もしここに国庫・府費負担があれば、市の一般財源の負担は単純に減る。民営化は財源移動の話だと思っている。p13.③の説明の中でも看護師助成や加配助成を考えているということで、それを引いた額がp13.④にあるように、一園あたり、一般財源で8600万円減る。その分が、国や府から入ってくるという単純な財源の移動である。例えば、処遇を低くするという話はここでは議論していない。財政の仕組みの話であると理解している。

《委員E》 p13.の民営化によるコスト削減の話であるが、今ある公立保育所の職員はどうなるのか。

《事務局》 人事異動という形で市の職員であるという立場は変わらない。

《委員E》 保育所以外で人件費が増えるのではないのか。

《事務局》 退職していく職員でその人員を調節する。

《委員E》 新しい人を採用しないということか。

《事務局》 そういった予定である。

《委員B》 5園程度民営化ということだが、今後、民営化でコストを削減しても、待機児童の増加で、新たに保育所を新設するとなれば、また運営費が発生するということもあり得る。5園程度民営化の後、更に10園など民営化を続けていくのか。この先の保育需要を見据えた、増設も含めた今後の市の事業方針のようなものは考えているのか。

《事務局》 5園程度の民営化、それ以後の方向性は定まっていない。国の総合こども園法が撤回されてしまったので、改めて認定子ども園の拡充方策が今後2年くらいの間に明らかになってくると思われる。それを踏まえて、市としても就学前の子ども全員に対する施策も検討していきたい。

《委員B》 そういった施策に関してもこの場で意見を述べても良いのか。

《事務局》 頂戴したご意見を今後反映したい。

《委員D》 p13.①では、経費について、公立保育所14万円、私立保育所9万6千円とのことだが、これは0～5歳児の全入所児童数で単純に割った金額での試算である。p6.の入所児童数を見ると、私立は0・1・2歳児が圧倒的に多いので、それを考えると単純に1.5倍ではないと思う。もっと開いてくると思う。

《座長》 国、保育界が今、すごく動いている。例えば、年齢ごとの保育士の国の配置基準などもどう動くかわからない。細かい話がしにくい時期である。国のルールが変わろうとしている中、わかっていることでしか話ができない。公立のあり方ということもどこまで具体的に提言できるかわからない。事務局で掘んでいる情報も、提供してもらいたい。

《委員B》 幼稚園との関係でどう考えているのか。

近隣他市では、子ども未来部などの名称で、幼稚園・保育所一体となって子どものことを考える部署があるのに、吹田市はそういったことがないまま、別個に議論されているので、認定子ども園や民営化や公立保育所のあり方、公立幼稚園のあり方がバラバラなのが残念だ。

今回、保育料比較をしてもらったが、幼稚園の立場でいえば、私立幼稚園では預かり保育を毎晩7時まで春・夏・冬休み中も含めて実施するなど、保育所並みになされている園が増えている中、幼稚園の保育料と預かり保育料を足しても、保育所保育料と同等くらいであるという実態は、一般になかなか周知されていない。費用をかけなくても、市として周知をはかるだけでも既存資源の有効活用につながると思う。

保育所でも私立幼稚園でも、所得が上がるにつれて保育料が上がり、保護者の負担は重くなっているが、公立幼稚園の保育料は、来年度から上がるとはいえ非常に安い。そういったあり方、どこにどうお金を使うのか、保育所についてはアウトソーシングで節約していこうという市の判断だが、公立保育所だけでなく保育所・幼稚園全体を見て議論してほしい。

認定子ども園の話も出てくるであろうし、同じ土俵で議論できないのが残念だが、公立幼稚園の議論の経過も踏まえて、今後のことを進めてほしい。

《座長》 ここでいろんなニュースを出してもらえたらありがたい。本日の懇談会から出た意見を踏まえて事務局でご検討願いたい。

2(2) 保育料について

《事務局》 資料p.14～p.21について説明する。

《委員D》 現行保育料が変わる予定はあるのか。

《事務局》 現在見直し検討中である。次回までに資料を整理し、次回に議論をお願いしたい。

《委員D》 0～5歳まで、低所得者は低負担、ある一定からは最高額に向かってどっと引き上げるという考え方でよいか。

《事務局》 前回の保育料問題懇談会でそのような提言が出て、平成20年度の保育料問題懇談会においてもそれを踏襲されているので、考え方として一定反映していきたい。

《委員C》 保護者など外部の市民を入れた検討委員会は設けるのか。

《事務局》 市の内部で検討した案を、本懇談会で検討頂く予定である。

《委員D》 各市の延長保育料の資料は、公立保育所のものか。

《事務局》 公立保育所のものである。

《委員A》 高槻市の公立保育所の数は。

《事務局》 13園である。

《委員B》 保育料の前回改訂はいつか。

《事務局》 国基準の〇〇%、という考え方は、昭和63年度から変わっていない。

《委員B》 国基準の金額が変更になると、市もその都度自動的に変わるということか。

《事務局》 その通りである。

《委員A》 平成25年度からの改定案は、市のホームページに掲載されている保育料改定案とは違うのか。

《事務局》 ホームページの改定案は平成20年度の提言に基づいて作成したもので、改めて検討する予定である。

《委員A》 年少扶養控除の廃止に伴う税改正はこの保育料に反映されているのか。

《事務局》 年少扶養控除については、保育料算定においては、年少扶養控除があるものとして算定するようにと国の通知もあり、今までの保育料算定と同様で、影響がない。

《委員C》 保育料は保護者に直結するので、保護者の意見を入れないのは問題だと思う。もちろん安くしてほしいという意見なのだろうが、全く意見が通らないというのは公平なのか疑問に感じる。

《事務局》 学識経験者、幼稚園関係者、いろいろな見方を踏まえて、本懇談会の意見を頂き、考えていきたい。次回までに資料を提示する。

《委員D》 延長保育料の議論はどうなっているのか。

《事務局》 内部で行なっている。

《委員D》 運営費における保育時間は8時間と考えているが、おおむね11時間となっており、開所時間との残りの時間が延長保育となるわけだが、全国的に、延長保育料は受益者負担である。吹田の公立保育所は開所時間12時間で延長保育料を徴収していなかったということが現状である。A・B階層の減免・多子減免なども考慮してもらえるならば、受益者負担もありえると考えている。

《委員A》 延長保育料の議論は、現場ではトラブルも多そうである。親の立場からすると、どの時間でどうするかも含めて、丁寧な議論を望む。

《委員C》 高所得者よりも、中間層の方が負担率が重い、負担感が強いと思う。中間層のことも考えて欲しい。吹田市は暮らしが大変な方が多いと感じているので、その中での保育料の値上げは、よく考えてほしい。

《委員A》 B階層、市町村民税非課税世帯とは、どのような人を指すのか？全体の10分の1というかなり大きな割合をしめているが。

《事務局》 今年の例では、平成23年中の所得税額がかかっていない方がまずB・C階層になる。その中で、平成23年度の市町村民税が均等割りも所得割りもかかっていない方がB階層になる。

《座長》 必要な資料は、また提供をお願いします。

(3) 今後の懇談会の日程について

《事務局》 資料「吹田市公立保育所のあり方懇談会開催（予定）」について日程及び時間（各日15：00～17：00）を説明する。

《委員A》 保護者が参加できるように、夜の開催も1回ぐらいできないか。提言書の作成に入る前くらいで、働く親も傍聴しやすい19：00くらいの開始はどうか。

《事務局》 第5回、10月15日（月）は19：00～21：00の開催で再提案。

※第5回から第7回の開催日程及び時間〔10月15日（月）は19：00～21：00の開催、他については15：00～17：00の開催〕について、出席委員全員了承する。

(4) その他

《事務局》 第3回案件について説明。公私立保育所の役割について、民営化について、保育料についての追加説明を予定。

《委員D》 資料の事前配布はできないか。

《事務局》 保育料についての資料は事前に送付する。

以上